

妊産婦医療費助成事業

	対象者	助成内容		備考
妊産婦		●現物給付	県内全ての医療機関と調剤薬局	<p>申請について</p> <p>申請月の初日から出産日の翌月末日まで対象医師の診断書、母子健康手帳、対象者の健康保険証、マイナンバーカード（もしくは個人番号通知カードと受給者の顔写真付き本人確認書類）をお持ちの上、役場住民課窓口までお越しください。</p>
	<p><u>妊娠高血圧症候群</u> <u>糖尿病</u> <u>貧血</u> <u>産科出血</u> <u>心疾患</u> <u>切迫早産</u> のいずれかの疾病に該当すると医師が診断した方</p>	■償還払い	県外全ての医療機関と調剤薬局	<p>助成について</p> <p>●現物支給 受給資格証と健康保険証を医療機関（薬局を含む）に提出することで、<u>左記疾病にかかる</u>保険診療の自己負担分が窓口で無料になります。</p> <p>■償還払い 領収書を役場住民課窓口に出し、後日指定口座に振込みます。 →償還払いの申請には、医療機関等発行の領収書（原本）と印鑑が必要です。 また、初回の申請には、領収書、印鑑のほか、健康保険証と預金通帳をお持ちください。</p>

<助成対象となるもの>

医療機関（薬局を含む）で支払った医療費のうち、該当疾病に係る保険診療の自己負担分です。
 自由診療費、入院時の食事療養費、私費分（薬の容器代、診断書料、予防接種等）については助成の対象になりません。また、ご加入の健康保険（国民健康保険組合など）から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を控除した残額が助成の対象となりますので、先に健康保険での手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】

立山町役場 住民課医療保険係（8番窓口）
 ☎076（462）9940